

続・新型コロナウイルス感染症 への対応

1. 続・企業会計基準委員会の新型コロナウイルス感染症への対応 15

ASBJ 委員長 こがさか あつし
小賀坂 敦

2. 続・IASB 及び FASB による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)
の影響への対応 18

ASBJ 副委員長 かわにし やすのぶ
川西 安喜

続・企業会計基準委員会の 新型コロナウイルス感染症 への対応

こ が さ か あ つ し
ASBJ 委員長 小賀坂 敦

1 はじめに

前号（2020年6月号）では、企業会計基準委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について、①2020年3月期決算への対応、②新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業会計基準委員会の当面の活動を記載した。本稿では、このうち、2020年3月期決算への対応で記載した「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」に関してその後の状況について記載する。なお、本稿における意見の部分は私見であることを申し添える。

2 「会計上の見積りを行う上での 新型コロナウイルス感染症の影 響の考え方」

(1) 2020年3月期決算への対応

企業会計基準委員会は、2020年4月9日に緊急的に第429回企業会計基準委員会を開催し、2020年4月10日に議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を企業会計基準委員会のウェブサイトで公表した。以下は、その概要である。

- (1) 「財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出する」上では、新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要があるものと考えられる。
- (2) 一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることができる場合には、これを可能な限り用いることが望ましい。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響については、会計上の見積りの参考となる前例がなく、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないため、外部の情報源に基づく客観性のある情報が入手できないことが多いと考えられる。この場合、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自ら一定の仮定を置くことになる。
- (3) 企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらないものと考えられる。
- (4) 最善の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定は、企業間で異なることになることも想定され、同一条件下の見積りについて、見積もられる金額が異なることもあると考えられる。このような状況における会計上の見積りについては、どのような仮定を置いて会計上の見積り

を行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められるものと考えられる。

その後、当委員会は、2020年5月11日に第432回企業会計基準委員会の議事概要として、以下を追加している。

上記の(4)に記載のとおり、「どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められる」としているが、これまでに公表された2020年3月期の開示情報を踏まえると、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられる業種においても、今後の法定開示書類において追加情報の開示が十分に行われないのではないかとの意見が聞かれている。

上記の(4)の「重要性がある場合」については、当年度に会計上の見積りを行った結果、当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合には、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが財務諸表の利用者に有用な情報を与えることになると思われ、開示を行うことが強く望まれる。

これらの議事概要を踏まえ、日本基準で開示を行っている3月期決算の企業約2,200社のうち7割程度が会計上の見積りに関する追加情報を記載しており、財務諸表の利用者に対して有用な情報開示がなされたものと考えられる。

(2) 2020年6月第1四半期への対応

その後、四半期決算に関する開示について、6月26日に開催された第436回企業会計基準委員会で審議を行い、同日に以下を追加した議事概要を公表した。

(1) 前年度の財務諸表において第429回企業会計基準委員会の議事概要の(4)に関する追加情報の開示を行っている場合で、四半期決算において新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に重要な変更を行ったときは、他の注記に含めて記載している場合を除き、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該変更の内容を記載する必要があるものと考えられる。

(2) 前年度の財務諸表において仮定を開示していないが、四半期決算において重要性が増し新たに仮定を開示すべき状況になったときは、他の注記に含めて記載している場合を除き、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該仮定を記載する必要があるものと考えられる。

(3) 前年度の財務諸表において第429回企業会計基準委員会の議事概要の(4)に関する追加情報の開示を行っている場合で、四半期決算において新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に重要な変更を行っていないときも、重要な変更を行っていないことが財務諸表の利用者にとって有用な情報となると判断される場合は、四半期財務諸表に係る追加情報として、重要な変更を行っていない旨を記載することが望ましい。

3 所感

上記のとおり、企業会計基準委員会は新型コロナウイルス感染症への対応として、会計上の見積りについて3回にわたり議事概要を公表したが、緊急時の対応として困難な作業であった。通常は、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」に従い審議を行った上で公開草案等の手続を経て会計基準を公表するが、今回は4月上旬という決算作業が開始されているタイミングでアナウンスせざるを得ず議事概要という形で当委員会の考えを明らかにした。結果としては、我が国の資本

市場における開示の充実を図ることができ一定の成果があげられたものと考えられる。

新型コロナウイルス感染症の収束は見通せず、今後も、関係者のニーズを踏まえ、必要に応じて、会計基準の適用に関する適切な措置を図っていく予定である。